固定資産税 課税標準特例(生産性向上・賃上げ)適用申告書

令和 年 月 日

安 城 市 長

住	所	又	11	所	存	抽
_	,,,	\sim	10.	,,,		ٺاھ

氏名又は名称

※法人の場合には、記名押印ください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地方税法 附則第15条第43項の規定による固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける償却資産及び特例の適用に必要とする要件の状況等は、下記のとおりです。

1 特例の適用を受ける償却資産

項番	資産の種類	特例対象資産の名称等	型式、その他仕様等	取得年月	取得価額(円)	設置場所
					5	安城市
					5	安城市
1					5	安城市

認定を受けた先端設備等導入計画に記載された設備等のうち、固定資産税課税標準特例の適用を受けるものをご記載ください。

資産をすべて書ききれない場合は、申告書の様式に準じて別紙に記載し、ご提出ください。

| ※特例の適用を受けるためには要件があります。要件の具体的内容は、安城市ホームページや中小企業庁のホームページから確認してください。

「先端設備等導入計画認定申請書」記載の設備等の名称及び取得価額と、償却資産申告書の資産の名称及び取得価額が一致していない場合、その理由を下欄にご記入ください。

(理由)(例:見積価格と実際に購入価格との差額によるもの等)

<裏面へ続く> 裏面の申告書項番3から7までについても、該当する事項をご記入してください。

2 特例の適用に必要とする要件の状況等

項番			記載欄			
3		ス等に伴い資産を所有す 導入計画の申請者名をご	先端設備等導入計画の申請者名			
4	大端設備等導入計 は出資の総額をご ※特例の適用を受	資本金又出資の総額 円				
5	業員数をご記入く	├画の申請者が会社及び〕 ざさい とける要件は、従業員数が	従業員数 人			
6	先端設備等導入記さい。該当する場合 ※1「みなし大企業 〇同一の大規模法 〇または、2以上の 法人 ※特例の適用を受	はい ・ いいえ				
	設備の性類 	耐用年数省令別表第2 機械及び装置	工具(測定工具及び検査工具)	耐用年数省令別表第 器具及び備品	1 建物附属設備(償却資産のみ)	① 左記の表に該当しますか
	取得価額 1台1基あたり	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	はい・いいえ
7	投資利益率要件	投資利益率が年率5				
	賃上げ表明	従業員に対して1.5	② 賃上げ率			
	取得年月日	令和7年4月1日~台] - 1.5%以上 ・ 3%以上			
	その他中古資産ではないもの。生産、販売活動等に直接使用するもの。					1. 5%以上 5 3%以上

※リース会社が特例の適用を申告する場合、項番2及び項番4から項番6までの事項については、申告者であるリース会社が先端設備等導入計画の申請者にその内容を確認できない場合は記載を省略できます。

添付書類(以下の書類を添付してください。)

- 1 先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)、先端設備等導入計画認定書(写)、認定支援機関等による投資計画に関する確認書(写)
- 2 労使間で賃上げすることを約束した文書(写)
- (所有権移転外リース等に伴い資産を所有するリース会社が中小企業者等に代わって特例の適用を申告する場合)
 - 3 リース契約書(写)
 - 4 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)
 - ※申告の内容により、対象資産の購入契約書(写)等の確認書類を別に求める場合があります。